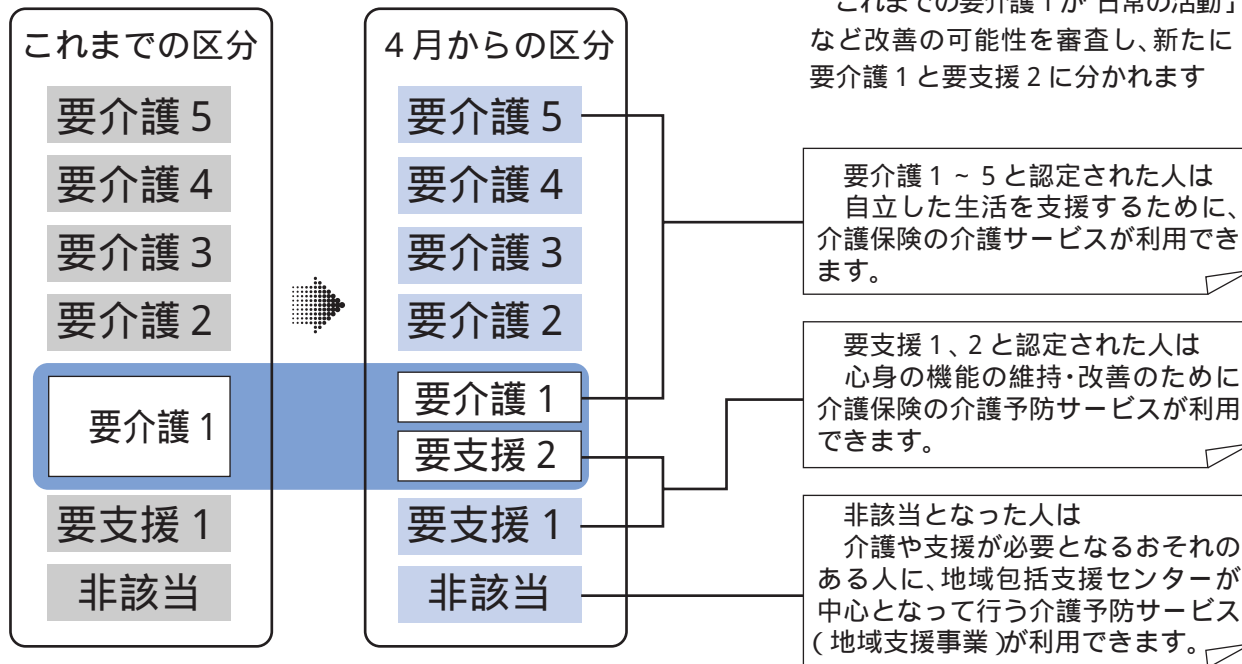


## 要介護認定の区分が4月から変わります

4月から要介護状態の「軽度」の方が「より悪化しないように」、または本人の意欲や能力を引き出すために、新しく「介護予防サービス」が設けられました。この改正により今までの要介護状態区分が次のとおり変わります。



## その他のお知らせ

### 高額介護サービス費について

介護サービスを利用されている方で、保険給付の割負担の合計額が、ある一定額を超えたときは、その超えた分が払い戻されます。

一割負担の上限額 居住費・食費・日常生活費などは含まれません。

一般世帯(下記の区分に該当しない方)	世帯	37,200円
市町村民税世帯非課税	世帯	24,600円
合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の方	個人	15,000円
市町村民税世帯非課税で老齢基礎年金を受けている方	個人	15,000円
生活保護を受けている方	個人	15,000円
利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の対象とならない方	世帯	15,000円

対象者には、市から通知がありますので、その通知にもとづき申請をしてください。また、申請は初回のみで、その後の申請は必要ありません。

### 福祉用具購入費の支給について

今までは、対象品目であればどこで購入しても支給の対象となりましたが、4月からは福祉用具販売事業者の指定を受けている業者以外からの購入は支給の対象となりませんのでご注意ください。

なお、福祉用具販売指定事業者については、お問い合わせ願います。

対象品目は、腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽などです。

### 住宅改修費の支給申請について

住宅改修費の支給を受ける場合は、その改修内容が支給の対象となるかどうかを事前に審査することとなっております。

事前審査を行わない場合は、原則として支給の対象となりませんので必ず担当のケアマネジャーにご相談願います。

担当のケアマネジャーが決まっていない方は、お問い合わせ願います。

# 介護保険制度が ③ 改正されました



介護保険に関するお問い合わせ先

福祉事務所 高齢者支援課 ☎(62)112  
合川支所 総合福祉課 ☎(78)2116  
森吉支所 総合福祉課 ☎(72)3116  
阿仁支所 総合福祉課 ☎(82)2112

(新しい介護保険にご理解とご協力をお願いします)

今回の広報では、『税制度の改正に伴い、介護保険料の上がる方』に対する保険料の軽減に関することや要介護認定の変更について掲載しますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## 税制度の改正に伴って、介護保険料の上がる方と軽減措置

### 1. 介護保険料の上がる方(税制改正の内容)

次の 及び により、住民税の「非課税」から「課税」に変わる方が、介護保険料の上がる方となります。

平成16年度改正 公的年金控除の最低保障額が140万円から120万円に引下げ

平成17年度改正 高齢者の非課税限度額の廃止

### 2. 介護保険料の軽減

平成17年1月1日に65歳以上となっている方で、平成17年度改正(高齢者の非課税限度額廃止)によって介護保険料の上がる方については、平成18年度と平成19年度の2年間、保険料が軽減されます。

#### 【対象となる方と保険料】

今までは、世帯全員が住民税「非課税者」であったが、平成17年度改正により本人は「非課税者」だが、世帯の誰かが「課税者」となって介護保険料の上がる方

今までの段階	税制改正に伴い 上がる段階	区分	軽減措置					
			18年度		19年度		20年度	
			割合	月額	割合	月額	割合	月額
第1段階の方	第4段階 (標準負担割合 1.00 標準負担月額 4,442円)	第1段階から移る方	0.66	2,932円	0.83	3,687円	1.00	4,442円
第2段階の方		第2段階から移る方	0.66	2,932円	0.83	3,687円	1.00	4,442円
第3段階の方		第3段階から移る方	0.83	3,687円	0.91	4,043円	1.00	4,442円

今までは、本人が住民税の「非課税者」であったが、平成17年度改正により本人が「非課税者」から「課税者」に変わり、介護保険料の上がる方

今までの段階	税制改正に伴い 上がる段階	区分	軽減措置					
			18年度		19年度		20年度	
			割合	月額	割合	月額	割合	月額
第1段階の方	第5段階 (標準負担割合 1.25 標準負担月額 5,553円)	第1段階から移る方	0.75	3,332円	1.00	4,442円	1.25	5,553円
第2段階の方		第2段階から移る方	0.75	3,332円	1.00	4,442円	1.25	5,553円
第3段階の方		第3段階から移る方	0.91	4,043円	1.08	4,798円	1.25	5,553円
第4段階の方		第4段階から移る方	1.08	4,798円	1.16	5,153円	1.25	5,553円

～具体的な保険料は、別途配布の「パンフレット」をご覧ください～

4月から『高齢者虐待防止法』が施行されました 【北秋田市の窓口】  
高齢者への虐待を防ぎましょう。発見した場合は通報を！ 福祉事務所 高齢者支援課 ☎62-1112)